

入院したときの食事代（食事療養標準負担額）

入院したときは、食費の一部として食事療養標準負担額を負担していただきます。残りは入院時食事療養費として国保が負担します。

所得区分	一食当たりの食事代	
一般（下記以外の人）	460円（※4）	
・ 70歳未満住民税非課税世帯 ・ 低所得Ⅱ（※1）	過去1年間の入院が90日以内	210円
	過去1年間の入院が91日以上（※3）	160円
低所得Ⅰ（※2）	100円	

※1、2は、「高額療養費」表Ⅱの※5、6参照。

※3 過去1年間の入院が91日以上の場合は、申請により申請時以降の食事代が160円に減額されます（市民税「課税」世帯の間の入院日数は「90日」に算入できません）。

※4 平成30年4月より変更。ただし、指定難病の人や小児慢性特定疾病の人、平成28年4月1日において、既に1年を超えて精神病床に入院している人は、260円となります。

低所得Ⅰ・Ⅱの人は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。国民健康保険課で、保険証と届出人の認印、マイナンバーカードを持って交付申請をしてください。